

大和高田市教育委員会及び小中学校インターネット接続サービス提供業務 仕様書

1. 業務の目的

大和高田市内小中学校の既設利用インターネット接続用回線の更改に伴い新たに高速インターネット回線を敷設し、教育委員会には新規でインターネット回線を敷設することで、大和高田市内の小中学校及び教育委員会において ICT の活用をより一層推進できる環境を整備することを目的とする。

2. 履行場所

対象施設とインターネット回線を結ぶ通信線の敷設工事場所については、別紙「納入場所一覧」参照のこと。

3. サービス提供期間

(ア) 大和高田市教育委員会

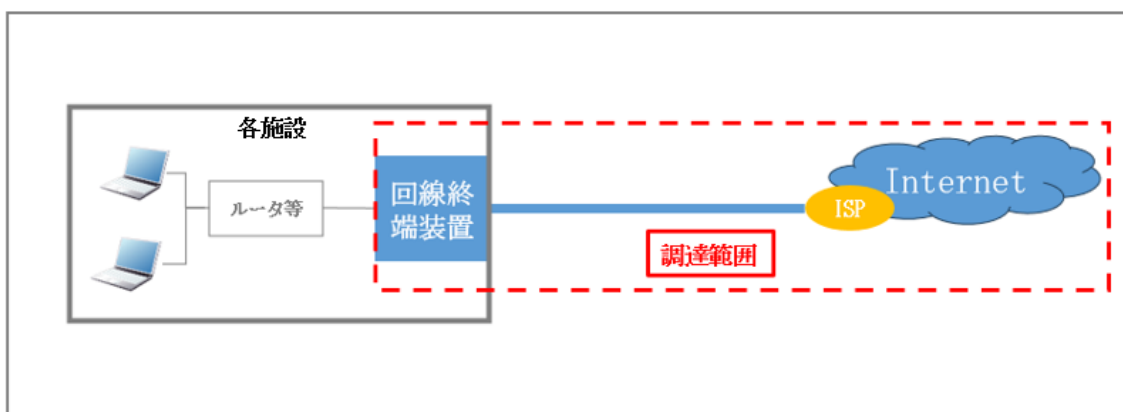
- 回線敷設：令和 8 年 8 月 31 日まで
- 契約期間：令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの 61 ヶ月

(イ) 小中学校

- 回線敷設：令和 8 年 9 月 30 日まで
- 契約期間：令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までの 60 ヶ月

4. 調達範囲

各拠点の回線終端装置からインターネット（ISP）までの通信回線とする。なお、回線終端装置の電源やタップについては本市にて用意する。



5. 受注者の要件

本業務の入札に参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない

い。

- (ア) 令和3年4月1日以降から公告日までの間の過去5年間において、国又は地方公共団体等において、インターネット接続回線及びISP業務を提供した実績を有すること
- (イ) プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】の認証取得をしているものであること
- (ウ) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定に基づく電気通信事業の「登録」をうけていること、又は同法第16条の規定に基づく「届出」を行っていること。ただし公告日時点で、総務省が公表している「連絡が取れない届出電気通信事業者一覧」に記載されている事業者は受注者の要件を満たしていないものとする。

6. インターネット回線の仕様

インターネットに常時接続できる環境を次の機能で提供すること。

- (ア) ISP接続とアクセス回線、回線終端装置を提供すること。
- (イ) 別紙納入場所一覧に記載している各拠点に新規に1回線提供すること。
- (ウ) 光ファイバーケーブルを使用した回線とすること。
- (エ) 固定のグローバルIPアドレス(IPv4)を1個割り当てること。
- (オ) 回線終端装置の提供インターフェースは、10GBASE-T(大和高田市教育委員会と土庫小学校を除く)とすること。
- (カ) 大和高田市教育委員会と土庫小学校に設置する回線終端装置の提供インターフェースは、1000BASE-T以上とすること。
- (キ) 故障発生時には、本市からの連絡を受け、速やかに原因切り分け・復旧支援を行うこと。
- (ク) 10Gbps ベストエフォート(大和高田市教育委員会と土庫小学校を除く)の速度で通信可能なこと。
- (ケ) 大和高田市教育委員会と土庫小学校については、1Gbps ベストエフォート以上の速度で通信可能なこと。
- (コ) 令和11年度をもって、本市が現在利用しているアナログ電話サービスは終了する見込みである。そのため、将来的なアナログ電話から光電話への移行を見据えて、新規に敷設する回線サービスについては、同一回線上での重畳が可能であり、かつ、現行の学校で利用している0ABJ番号を継続して使用できる光電話サービスを、オプションサービスとして申し込み可能であることとする。なお、今後利用検討しているCh数は、各学校4Ch程度を想定している。
※今回の調達では利用をしないため積算に含まないこと。

7. 回線工事に関する仕様

- (ア) 建物の外部から本市が指定する場所までの光ケーブル敷設及び回線終端装置の設置を行うこと。なお、具体的な敷設ルートについては、本市の承諾を得ること。既に建物へ光ケーブル引込済みの設備を利用することは可能である。
- (イ) 現場調査及び作業のスケジュール、作業内容を受注者と本市で調整を行い、進捗状況は適宜報告を行うこと。
- (ウ) 回線の敷設および機器の設置は、平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分の間に行うこと。
- (エ) 作業の実施にあたっては、必要に応じて事前に現場調査を行い、調査結果を本市に報告するとともに、必要に応じて作業内容について本市に説明し承諾を得ること。
- (オ) 事前現場調査の結果、配管およびモール等の新規敷設が必要となった場合、本市と協議のうえ対応を行うこと。なお、係る費用の負担は受注者とする。
- (カ) 騒音等に配慮しつつ、本市及び各学校と十分調整のうえ実施すること。
- (キ) 施設・設備等に損害を与えた場合は、速やかに現状復帰するものとし、修理等に必要となる費用は、受注者の負担とすること。
- (ク) 電気通信事業法およびその他関連法規等を遵守すると共に、受注者の責任において円滑に進めること。
- (ケ) 回線敷設工事および回線接続機器の設置は大和高田市教育委員会は令和 8 年 8 月 31 日まで、大和高田市教育委員会以外は令和 8 年 9 月 30 日までに完了すること。
- (コ) 本市では令和 8 年 8 月 31 日までに、小中学校や教育委員会に設置されているファイアウォール等ネットワーク機器の入替も実施する予定である。そのため、必要に応じてネットワーク機器入替の事業者と調整を行うこと。事業者についての情報は落札業者に別途通知する。
- (サ) 現状、各拠点で利用しているインターネット回線と並行稼働させ NW を切り替えることを想定しているため新規に光回線を敷設し終端装置を設置すること。なお、本市と現在契約しているインターネット事業者については、仕様を満たしたインターネット回線が現行の光回線に対応可能であり、なおかつ、インターネット回線事業者の局内の切り替えで可能な場合は、並行稼働のために新規に光回線を敷設する必要はない。

8. 運用、保守について

- (ア) 新規に敷設する全ての回線設備について保守を行うこと
- (イ) 1 者でインターネット回線と ISP 業務を提供する場合は、問合せ窓口は一元化すること。インターネット回線事業者と ISP 事業者が異なる場合は、各事業者に問合せ窓口を設置し本市からの問い合わせ時には、インターネット回線事業者が主

となって障害切り分け対応を実施すること。

- (ウ) インターネット回線の障害やメンテナンス情報について、メールやホームページ上で通知されること。
- (エ) 本市から切り分けの結果回線障害の連絡があった場合は、それらの原因を究明し、復旧対応を実施すること。
- (オ) 障害対応：平日（土日、祝日、年末年始等を除く）9：00～17：00
- (カ) 問合せ対応：大和高田市開庁日の9時から17時30分、業務支援等：大和高田市開庁日の9時から17時30分とすること。

9. その他

- (ア) 契約については、落札業者の電気通信サービス利用申込書をもとに締結するが、契約期間や契約期間中の費用については、本市が作成する覚書を適用するものとする。
- (イ) 覚書について、インターネット回線事業者とISP事業者が異なる場合は、インターネット回線事業者と本市、ISP事業者と本市のそれぞれ2者間で締結する。
- (ウ) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は本市と受注者が協議の上で決定すること。
- (エ) 現地調査が必要な場合は、教育委員会と調整のうえ、現地確認を行うこと。

【現地下見期間】 令和8年6月1日（月）～令和8年6月16日（火）

【現地調査に関する連絡先】 大和高田市教育委員会 教育総務課 担当：戸成

TEL 0745-22-1101

FAX 0745-53-8033

別紙 納入場所一覧と通信速度及びタイプ

No	施設名	所在地	通信速度及びタイプ
1	大和高田市 教育委員会	大和高田市大中 98-4	1Gbps ベストエフォート以上
2	土庫小学校	大和高田市土庫 3 丁目 2-61	
3	片塩小学校	大和高田市旭北町 2-1	10Gbps ベストエフォート
4	高田小学校	大和高田市大中東町 5-15	
5	浮孔小学校	大和高田市中三倉堂 2-5-43	
6	磐園小学校	大和高田市大字有井 1 番地	
7	陵西小学校	大和高田市大字池田 3 番地	
8	菅原小学校	大和高田市大字根成柿 436	
9	浮孔西小学校	大和高田市曾大根 1-5-1	
10	高田中学校	大和高田市大中東町 5-48	
11	片塩中学校	大和高田市中三倉堂 2-9-28	
12	高田西中学校	大和高田市大字池田 330	